

吹田市定期利用保育多子世帯支援補助金のご案内

令和8年度に吹田市幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（以下、幼稚園型Ⅱという）を利用する子どもについて、利用料の一部を補助します。

対象者

幼稚園型Ⅱを利用しており、次の条件に当てはまる子ども

1. 住民税課税世帯である。※1・2
2. 対象児童が第2子以降に該当する。※3

- ※1 4月～8月は前年度の市町村民税課税状況、9月～翌3月分については当該年度の市町村民税課税状況から判定します。
- ※2 祖父母と同居している場合で、父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母の市町村民税額で判断します。
- ※3 保護者に監護され生計を一にしている子どものうち、最年長の子どもから数えて、第2子以降にあたる児童の利用料が対象となります。

補助内容

幼稚園型Ⅱの利用料のうち月額42,000円まで

保護者が園に支払う利用料と補助上限額を比較して、いずれか低い方の金額を補助金額とします。

- ※1 利用料とは、幼稚園型Ⅱの利用に要した費用のうち、日用品等、行事費、通園送迎費等の実費負担分を除いたものをいいます。
- ※2 補助上限額を超えた利用料は保護者の方のご負担となります。
- ※3 利用料に未納がある場合は補助対象外です。

課税関係書類の提出について

補助を希望する方については、（4月～8月）と（9月～3月）に分けて、吹田市で課税状況等を審査します。対象年度の市民税が未申告の方や他市町村から転入された方は、課税状況等の確認のため、課税関係書類の提出をお願いします。

なお、課税関係書類を提出いただいた場合でも、補助要件に該当しない場合は補助対象外となります。

	（4月～8月分）	（9月～3月分）
令和7年1月1日以前から吹田市に住居登録があり市民税が未申告の方	令和7年度市民税・府民税申告書を吹田市の市民税課へ提出※1	令和8年度市民税・府民税申告書を吹田市の市民税課へ提出※1
令和7年1月2日から令和8年1月1日までに吹田市に転入した方	令和7年度住民税課税証明書※2・3を保育幼稚園室へ提出	
令和8年1月2日以降に吹田市に転入した方・単身赴任等で吹田市外にお住まいの方		令和8年度住民税課税証明書※2・3を保育幼稚園室へ提出

※1 勤務先から給与支払報告書が提出されている方や確定申告書を提出された方は不要です。

※2 証明書の名称は市町村によって異なります。

※3 配偶者の方が控除対象配偶者（又は同一生計配偶者）であることが課税証明書で分かる場合は、配偶者の方の課税証明書は不要です。

（補助金の支給に必要な手続きについては裏面をご確認ください。）

補助金の支給に必要な手続き

- (1) 補助金の支給を希望する場合、下記のQRコードを読み取り、オンライン申請にて交付対象者認定申請を行ってください。
- (2) 市で補助対象要件等を審査後、補助対象となる場合は対象者決定通知書を送付します。
- (3) 幼稚園型Ⅱを利用し、園へ利用料を納付してください。
- (4) 3か月ごとに市が各幼稚園へお子さまの利用状況を確認します。
- (5) 市から対象者へ交付申請書の提出依頼を行います。指定期限までにオンライン申請にて交付申請書を提出してください。
- (6) 市が申請書の内容を審査し、指定の口座へ補助金を支給します。

交付対象者認定申請（申請フォーム）



上記のQRコードを読み取り、申請を行ってください。

支給スケジュール

利用期間	交付申請書提出期限	補助金支給時期（予定）
令和8年4月～6月分	令和8年7月末	令和8年8月末
令和8年7月～9月分	令和8年10月末	令和8年11月末
令和8年10月～12月分	令和9年1月末	令和9年2月末
令和9年1月～3月分	令和9年4月末	令和9年5月末

※1 補助対象となるのは幼稚園型Ⅱを利用している期間に限ります。利用終了となった場合は、補助対象外となります。

※2 令和6年度又は令和7年度の市町村民税に税額変更等があった場合や世帯状況に変更があった場合、期間を遡って対象又は対象外になる場合があります。

Q & A

No	問い	答え
1	補助金対象者通知が届きましたが、今年度はすべて補助対象となりますか。	4月～8月と9月～3月で補助要件が異なりますので、課税状況等により補助対象外となる場合があります。また、途中退園や市外転出した場合は、補助対象となるのは吹田市に居住していた期間に限ります。
2	補助対象者は幼稚園へ利用料を支払わなくてよいのですか？	償還払い（保護者が利用料を園に支払った後に、市から保護者へ補助金を支払う方式）にて実施します。したがって、補助対象者は幼稚園へ一旦利用料全額をお支払いいただく必要があります。
3	世帯状況や課税状況に変更があった場合はどうしたらよいですか。	年度途中から補助対象又は対象外となる場合がありますので、速やかに担当窓口までご連絡ください。

※Q & Aに記載された内容以外で御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ☎564-8550（住所不要）

吹田市児童部保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当 電話：06-6155-5486